

**(登録住宅性能評価機関が交付する確認書若しくは住宅性能評価書
又はこれらの写しを添えた申請の場合)**

長期優良住宅認定申請の「必要書類一覧表」及び「申請上の注意事項」

【一戸建ての住宅の場合】

- 1、申請にあたっては、明示すべき事項を確認し、下記の番号順に整理していただきますようお願いいたします。
- 2、添付図書等の不足している場合は、受付できないことがありますので注意してください。
- 3、居住環境・災害配慮基準により、認定できない区域がありますので注意してください。

番号	申請図書等	明示すべき事項
1	長期優良住宅認定申請書 【規則第1号様式】 【規則第1号の三様式】	<p>第1面、第2面、第4面（第4面は申請によって様式が異なります）</p> <p>【注意事項】 (第1面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新築/増築・改築)の工事種別を○で囲んでください。 ・申請者が複数で、名字が同じであっても省略をしないでください。 ・愛知県に申請書を提出する場合、宛先を「愛知県知事」と記載してください。 ・手数料の愛知県証紙は第1面裏、または別紙にそれぞれ間隔をあけて破損等しないよう丁寧に貼付してください。 <p>(第2面)</p> <p>「1.建築しようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に複数建築物がある場合は、申請建築物の内容を記載してください。 ・【1.地名地番】町村の場合は、「郡」から記載してください。 ・土地区画整理事業地内の場合は仮換地又は保留地、及び該当地（底地）を記載してください。 ・【2～8】については、【詳細①】を参考に記載してください。 ・9：削除してください。 ・10：「無」にチェックをいれてください。 ・11：「有」にチェックをいれてください。 <p>(第3面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建ての住宅の申請には添付は不要です。 <p>(第4面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)</p> <p>「2.建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【詳細②】を参考に記載してください。 <p>「3.②維持保全に係る資金計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕資金として積み立てる金額が60,000円/年 未満の予定額の場合には、その根拠の添付が必要です。 <p>(第4面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)</p> <p>「2.建築後の住宅の維持保全の方法の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【詳細②】を参考に記載してください。 <p>「5.譲受人の決定の予定時期」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完了の予定年月日から1年以内としてください。(予定日までに決定しない場合は、変更届の届出手続きにより予定時期を延長してください。) <p>(第4面：法第5条第6項の規定に基づく申請の場合)</p> <p>「2.認定後の住宅の維持保全の方法及び期間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【詳細②】を参考に記載してください。 <p>「3.認定後の住宅の維持保全に係る資金計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕資金として積み立てる金額が60,000円/年 未満の予定額の場合には、その根拠の添付が必要です。

2	委任状(申請者本人以外が申請する場合) 【参考様式】	委任者、代理者、委任事項 【注意事項】 ・代理者は、代理者の会社名及び代理者名を記載してください。 ・委任事項は、長期優良住宅の申請手続きについての委任事項が必要です。 ※登録住宅性能評価機関に提出する申請の委任事項とは異なります。
3	確認書【品確法規則第 11 号の 4 様式】若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し	【注意事項】 ・品確法第 6 条の 2 第 5 項に定めるものをいい、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認をしたものをいう。
4	居住環境・災害配慮基準に関する確認書 【様式第 24 号】 詳細④	【注意事項】 ・各法令による該当地区等について、各市町村及び建設事務所等の所管課へ確認をしてください。 ・区域の指定がない場合は区域外としてください。
5	居住環境(災害配慮)基準への適合を示す書類	適合する旨の証明及び届出内容(増改築工事で証明されない場合は添付不要) 【注意事項】 該当地区や制限によって添付図書は異なります。 (例) ・地区計画区域 → 地区計画の適合証の写し及び各市町村への届出書の写し等 ※地区計画区域によって必要な添付図書が異なりますので、別途【地区計画について居住環境基準への適合を示す書類】を参考にしてください。 ・建築協定 → 協定の組合等が発行する書類の写し等 ・土地区画整理事業施行区域 → 土地区画整理法第 76 条の許可証の写し及び許可申請書の写し等 ※制限により届出書及び申請書の添付が必要となります。 ◎現状(令和 4 年 2 月 20 日時点)、災害配慮基準への適合を示す許可証の添付を必要とする区域はありませんが、今後の区域指定に伴い必要となる場合があります。
6	維持保全計画書	点検時期、点検内容 【注意事項】 ・点検時期及び内容を明確にしてください。(詳細③を参考にしてください。) ・自然災害のリスクに応じて、被災した場合においても長期にわたり良好な状態で使用できるための点検・修繕等の必要な維持保全を行う旨を記載してください。
7	付近見取図 【都市計画基本図写し】	方位、道路及び目標となる地物、住宅及び敷地の位置 【注意事項】 ・市町村が発行する都市計画基本図を以て付近見取図とみなします。 ・縮尺は 1/2500(白図)で提出してください。 ・申請位置を赤枠で明示してください。 ※電子による取得の可否は別途【長期優良住宅認定申請書の添付図書(都市計画基本図)について】を参照してください。
8	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 【注意事項】 ・申請敷地及びその隣地地盤のレベルを記載してください。 ※著しい高低差がある場合は、がけ条例対応を明記してください。 ・都市計画道路拡幅ラインが近接している場合は、当該道路の位置及び幅員を記載してください。 ・接道許可の有無を把握するため、建築基準法の道路種別及び幅員を記載してください。(限定特定行政庁所管分でも、許可有りの場合は愛知県所管となるため。)
9	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法 【注意事項】 ・一戸建ての住宅として判断がしにくい室名については、使用形態を併記してください。例)「ピアノ室」→「個人使用」または「趣味室」 ・小屋裏がある場合は、その平面図を添付してください。
10	用途別床面積表(※1)	用途別の床面積 【注意事項】 ・1の階の床面積が 40 m ² 以上の基準に対して余裕がない場合は、階段部分の求積

		図を記載してください。
11	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
12	二面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
13	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出 【注意事項】 ・第2面の7欄に記載の最高の高さ及び最高の軒の高さを記載してください。
14	状況調査書（※1）	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
15	工事履歴書若しくは既存建築物の建築基準法に基づく検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明（※1）	工事を伴わない申請の場合は工事履歴書若しくは検査済証の写し等を添付 既存建築物の検査済証の写しが添付できない場合は既存建築物の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあつては「確認通知書」。）の写し及び既存建築物に関する確認書（様式第25号）。 都市計画区域外など確認申請が不要な地域の増改築申請にあつては、既存建築物に関する確認書（様式第25号）。

※1 増改築及び既存住宅に係る認定申請の場合に添付してください。

詳細①

下記に基づいて記入してください。

【2. 敷地面積】

- ・建築基準法施行令第2条第1項第1号による敷地面積を記載

【4. 建築面積】

- ・建築基準法施行令第2条第1項第2号による建築面積を記載

【5. 床面積の合計】

- ・建築基準法施行令第2条第1項第4号による延べ面積を記載

【6. 建て方】

- ・長期優良住宅の規模基準に則った面積を記載

【7. 建築物の高さ等】

- ・建築物の最高の高さ、最高の軒の高さ、階数は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第6号による建築物の高さ、第7号による軒の高さ、第8号による階数を記載

※建築基準法と同様に、一定の条件を満たす小屋裏物置等は階数不参入

詳細②

下記を参考に記入してください。

<事業者が行う場合>

- ・維持保全の方法：(株)〇〇工務店〇〇支店（〇〇県〇〇市〇〇区）の点検・保証システムを実施（別添の維持保全計画書参照）

- ・維持保全の期間：30年

※支店の場合は、支店名まで記載

※名古屋市の場合は、区まで、それ以外は、市町村名まで記載

※連絡先（電話番号）も併せて記載

<認定計画実施者が行う場合>

- ・維持保全の方法：申請者本人が実施（別添の維持保全計画書参照）

- ・維持保全の期間：30年

※連絡先（電話番号）も併せて記載

詳細③

下記を参考に維持保全計画書を作成してください。

維持保全計画書（30年間）【参考】

点検部位		主な点検項目	点検の時期 (竣工より)	定期的な 手入れ等	更新・取替の 時期、内容	
構造 躯体	基礎	コンクリート基礎立ち上がり	ひび割れ、欠損、沈下、換気口のふさがり、錆び、蟻道等	5、10、15、20、25、30年★	—	建替え時に更新
	土台	土台	基礎からのずれ・浮き、断面欠損、腐朽・蟻害	5、10、15、20、25、30年★	5年で防腐・防蟻処理	建替え時に更新
	床組	大引き、床束、根太	腐朽・蟻害、傾斜、たわみ、床鳴り、振動等	5、10、15、20(取替)、25、30年★	5年で防腐・防蟻処理	20年で全面取替を検討
	軸組	柱、間柱、筋かい、胴差	傾斜、断面欠損、腐朽・蟻害等	10、20、30年★		建替え時に更新
	小屋組	たる木、もや、棟木、小屋づか	雨漏り等の跡、小屋組の接合部のわれ	10、20、30年★		建替え時に更新
屋根・ 外壁・ 開口部等	屋根	瓦ふき	ずれ、はがれ、浮き、われ、雨漏り、変形等	5、10、15、20(葺替)、25、30年★		20年で全面葺替を検討
	外壁	サイディング壁(窯業系)	割れ、欠損、剥がれ、シーリング材の破断等	3、6、12、15(全面補修)、18、21、24、27、30年★	3年でトップコート吹替え	15年で全面補修を検討
	雨樋	雨樋	破損、詰まり、はずれ、ひび、軒樋の垂れ下り	3、7(取替)10、14(取替)17、21(取替)24、30年★		7年で全面取替を検討
	軒裏	軒裏天井	腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ、ひび割れ	3、6、12、15(取替)、18、21、24、27、30年★		15年で全面取替を検討
	開口部	屋外に面する開口部	建具周囲の隙間、建具の開閉不良等	5、10、15、20(取替)、25、30年★		15年で全面取替を検討
設備	配管設備	給水管	漏水、赤水、給水流量の開閉不良等	5、10、15、20(取替)、25、30年★	水漏れは直ちに補修	15年で全面取替を検討
		排水管	漏水、排水の滞留	5、10、15、20(取替)、25、30年★	水漏れは直ちに補修	15年で全面取替を検討

留意事項等：

- ★は地震や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- 各点検において、劣化の状況に応じて適時維持保全の方法について見直すものとする。
- 点検結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行う。
- 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- 浸水被害後においても、泥出し・洗浄・乾燥・消毒等を行い、良好な状態で使用するための維持保全を行うものとする。

例として、水防法に基づく洪水浸水想定区域等を想定した表記としています。

居住環境・災害配慮基準に関する確認書

1、居住環境基準の確認

居住環境基準に関する基準の各号	調査結果	対応措置	確認年月日 担当課名
1-1. 都市計画法第4条第9項に規定する <u>地区計画等</u>	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内	<input checked="" type="checkbox"/> 適合証等 <input type="checkbox"/> 添付不要	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-2. 景観法第8条第1項に規定する <u>景観計画区域</u>	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 適合証等 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-3. 建築基準法第69条の規定による条例に基づき認可された <u>建築協定区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 適合証等	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-4. 景観法第81条第1項に規定する <u>景観協定区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 適合証等 <input type="checkbox"/> 対象外	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-5. 景観法に基づかない景観に関する <u>市町村の条例区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 適合証等	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
2. <u>区画整理地内</u> の除却が不要な住宅等、長期にわたる立地が想定される事が許可等により判明できる場合	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内	<input checked="" type="checkbox"/> 許可証等 <input type="checkbox"/> 添付不要	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課

2、災害配慮基準の確認

災害配慮基準に関する基準の各号	調査結果	対応措置	確認年月日 担当課名
1-1. 地すべり等防止法第3条第1項に規定する <u>地すべり防止区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内	◎建築をしようとする住宅が、1-1~3に立地しないことを確認してください。	R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
1-2. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
1-3. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂法)第9条第1項に規定する <u>土砂災害特別警戒区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
2-1. 建築基準法第39条第1項に規定する <u>災害危険区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇市役所 〇〇課にて確認
2-2. 津波防災地域づくりに関する法律(津波法)第72条第1項に規定する <u>津波災害特別警戒区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
2-3. 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する <u>浸水被害防止区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
3-1. 水防法第14条第1項に規定する <u>洪水浸水想定区域</u>	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内	○維持保全計画書に必要な措置等を記載	R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
又は同法第14条の2第1項に規定する <u>雨水出水浸水想定区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇市役所 〇〇課にて確認
又は同法第14条の3第1項に規定する <u>高潮浸水想定区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
3-2. 土砂法第7条第1項に規定する <u>土砂災害警戒区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内	○2-1~3-3の区域内に立地する場合には、対応措置を記載してください。	R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認
3-3. 津波法第53条第1項に規定する <u>津波災害警戒区域</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内		R〇.〇.〇 〇〇建設事務所 〇〇課にて確認

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号に基づき、愛知県が定める居住環境基準に関する基準の各号及び災害配慮基準に関する基準の各号について担当課に確認しました。

区域内外の判断が困難なものは、各法令所管課へ確認してください。

申請者名

〇〇 〇〇

住宅の位置

〇〇市〇〇町〇〇